

これまでの成果と新たに顕在化してきている問題

○あり方検討にあたり、これまでの地域主体の運営によって得られた成果を踏まえながら検討するため、これまでの成果と新たに顕在化してきている問題を整理するもの

	従来		子ども・子育て支援新制度	あり方検討	
	現状	成果(メリット)		顕在化してきている問題	
1 運営	(1) 地域主体の 運営委員会	・地域の教育力を生かしなが ら地域ぐるみの子育てを実 施	・利用児童が地域の教 育力により、健やかに 育まれている。 ・地域の大人は地域ぐ るみの子育てに貢献で き、生きがいにつな がっている。 ・家庭の事情(親の就 労状況、家族の介護、 離婚、虐待など)にき め細かに対応できる。	・預かる児童や保護者が多様化(障がい児、問題を 抱える家庭など) ・運営の担い手にかかる責任や負担が増大 ・利用児童の増加に伴いクラブ規模が拡大 【受入登録児童数・クラス数】 H26年度:3,798人・84クラス H30年度:5,369人・151クラス (1,571人・67クラス増) ・保護者負担金と市からの委託料が増加し、運営 費がますます増大	・指導員や保護者が運営を主導せざるをえないなど、各クラブ個別の事情により、本来の目的である地域の 教育力を生かした運営がしにくい子どもの家等が出てきている。 ・地域のボランティアで構成される運営委員会では、個人情報の管理や児童の入退所の判断など、増加し ている責任や負担を担うことが難しくなっている。 ・会長や運営委員が行う運営判断や事務など、その責任や負担がボランティアで行う業務としては非常に大 きくなってきている。 ・会計規模が大規模化しており、会計処理が複雑で高度なため、会計担当者である保護者の負担がボラン ティアで行う業務としては非常に大きくなってきている。 ・運営委員や会計担当者を担ってもらえる後継者の確保が難しくなっている。 【会計規模】予算ベース (平成26年度) (平成30年度) 平均:12,337千円 → 平均:18,771千円 最大:28,953千円 → 最大:39,970千円
	(2) ボランティアに よる運営	・地域の大人や保護者で構 成される運営委員会がボラ ンティアで運営	・時間帯区分毎の単価に基 づく、本市独自の委託料積 算(ほぼ全額が指導員の人 件費であり、他の経費に支 出できない)	・利用者が求めるサービス水準が多様化、高度化 ・新たな国庫補助メニューの追加や拡大 ・利用児童の増加に伴いクラブ規模が拡大	・現行の委託料は、適正な委託料管理のため用途を定めていることから、各子どもの家等の運営の実情に 応じた柔軟な予算執行がしにくい状況である。 ・国庫補助を十分活用するため、補助基準額の増額(36人～45人クラスの場合:平成26年度3,427千 円、平成29年度4,306千円)や、新たな国庫補助メニューの新設(指導員処遇改善事業、キャリアアップ処 遇改善事業等)に対応できる委託料積算方法が求められている。
2 経費と サービス	(1) 委託料	・運営委員会が保護者負担 金を設定 ・運営委員会が指導員賃金 を含む運営経費を設定	・地域の実情に応じた 柔軟な金額を設定でき る。	・各子どもの家等が独自に保護者負担金や指導員賃金の金額を設定する仕組みとしているため、適切な運 営に必要な金額を保護者負担金に反映しにくい子どもの家等があり、同程度の規模の子どもの家等であつ ても保護者負担金に差が生じている。また、保護者負担金が低廉な設定の子どもの家等においては、公私 の負担割合や指導員賃金にアンバランスが生じてしまっている。 【保護者負担金の差】利用児童数が70人～90人の子どもの家等 最高月額:10,000円、最低月額:5,500円(差額:4,500円) ・クラブ規模の差などにより、保護者負担金と受けられるサービスにアンバランスが生じている。 【保護者負担金の差】利用児童数が最大と最小の子どもの家等 最大(195人):6,000円、最小(16人):10,000円	
	(2) 保護者負担金	・条例等の基準を満たした上 で、運営委員会が入所基 準、開所時間などを設定	・保護者の就労形態や 世帯構成など、地域に より異なるニーズに応 じて柔軟に設定でき る。	・通学する学校により通所する子どもの家等が決まり、選択肢が他にない中、利用者が求めるサービス水準 (延長開設、土曜日開設、障がい児の受入れなど)の変化に対応することができている子どもの家等とでき ていない子どもの家等があり、その差が拡大している。また、保育環境が充実してきている保育園と子ども の家等のサービス水準に差があり、小1の壁が生じている。(子どもの家等の利用や就労に影響する可能性が ある)	
	(3) サービス水準	・各運営委員会が地域の ネットワークを生かしなが ら、必要な指導員を雇用	・地元出身の指導員 が、身近な地域で家庭 的な雰囲気保育を 実施している。	・クラブ規模の拡大に伴い、雇用する指導員が急 増 【常勤指導員数】 H26年度:187人 H30年度:322人(135人増) ・障がいを持つ児童や問題を抱える家庭など特別 な配慮が必要な児童が増加 (障がい児対応アドバイザー派遣制度、指導員加 配制度など) 【障がい児受入人数】 H26年度:80人 H30年度:92人(12人増) ・指導員の離職率が上昇	・子どもの家等指導員は、職の認知度が低く、更に他の職に比べて労働時間が変則的で賃金水準が低廉 であることから、子育てに興味のある求職者が、他の同業種に流れてしまっている。 ・雇用主が任意団体であることや1年単位の雇用契約であることから、雇用が安定しているとは言えない。 ・指導員に求められる資質が高度化・専門化している。 ・指導員が急増している中、指導員同士の役割分担や責任の所在が不明瞭化している子どもの家等が出て きている。
3 指導員	(1) 指導員の確保	・学校の一時的な余裕教室 の活用や学校敷地内への独 立棟の建設などにより、事業 に必要な場所を確保	・安全・安心に通所や 外遊びなどができる。 ・実施場所を計画的に 確保できる。	・学校の一時的な余裕教室が減っており、新たに活用できる事業実施場所の確保が困難になっている。 ・学校の特別教室を共用により利用する場合、開設時間や利用方法に制約がある。 ・実施場所間が離れた複数クラスを運営している子どもの家等では、指導員間や学校との円滑な連携がし にくい子どもの家等がある。	
	(2) 指導員の資質	・指導員が自身の子育て経 験や地域の特色を生かした 保育や支援を実施			
4 場所	(1) 事業実施場所 の確保				